17　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、１から15までにより算定した単位数の1000分の９に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第14を別表第13とする。

別表第15の１のイの⑴中「590単位」を「585単位」に改め、同イの⑵中「527単位」を「522単位」に改め、同イの⑶中「494単位」を「490単位」に改め、同イの⑷中「485単位」を「481単位」に改め、同イの⑸中「470単位」を「466単位」に改め、同１のロの⑴中「539単位」を「534単位」に改め、同ロの⑵中「481単位」を「477単位」に改め、同ロの⑶中「448単位」を「444単位」に改め、同ロの⑷中「439単位」を「435単位」に改め、同ロの⑸中「424単位」を「420単位」に改め、同１の注４中「又は⑵」を「から⑷まで」に改め、「場合」の下に「（ただし⑶又は⑷については、平成24年10月１日以降に限る。）」を加え、同１の注４に次のように加える。

⑶　週20時間未満の利用者（⑷において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合　100分の90

⑷　短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合　100分の75

別表第15の１の注５中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第15の７の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第15の10のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算⑶	500単位
ニ　医療連携体制加算⑷	100単位

別表第15の10の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第15の12を次のように改める。

12　重度者支援体制加算

イ　重度者支援体制加算⑴

⑴　利用定員が20人以下	56単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	50単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	47単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	46単位
⑸　利用定員が81人以上	45単位

ロ　重度者支援体制加算⑵

⑴　利用定員が20人以下	28単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	25単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	24単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	23単位
⑸　利用定員が81人以上	22単位

ハ　重度者支援体制加算⑶

⑴　利用定員が20人以下	14単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	13単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	12単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	12単位
⑸　利用定員が81人以上	11単位

注１　イについては、指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級（国民年金法（昭和34年法律第131号）に基づく障害基礎年金１級をいう。以下同じ。）を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設（以下「特定旧法指定施設」という。）から移行した指定就労継続支援Ａ型事業所等が指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の５以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年３月31日までの間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

４　イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

別表第15に次のように加える。

13　送迎加算	27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又は、のぞみの園が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位数を加算する。

14　障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位

注　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

15　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算⑴　１から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算⑵　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算⑶　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数